



梅の開花を待つ・鎌倉瑞泉寺(記事2面)

# ゆり北

第188号(17期第10号)

発行・光が丘パークタウン

ゆりの木北自治会

東京都板橋区赤塚新町

3-32-4-403

電話03(3938)9181番

発行責任者 吉柳俊孝

粗大ごみ置き場に門扉を設置します。賃貸住宅では二月初めより工事に着手しています。分譲住宅についても、二月中に工事の発注をする予定のことです。

これは、外部からの投棄が非常に多くなったこと。住民にも引越し、リフォームなどで発生した大量のごみを無届けで投棄する事例が見られるためです。これらのごみの処理には、皆さんが支払う管理費(分譲)や共益費(賃貸)が使用され、本来の事業にも影響を及ぼします。

## 粗大ごみの出し方

①粗大ごみセンターに連絡する。

☎ 五二一九六一七〇〇〇

住所・氏名・ごみの種類・数量

②指定された処理券を購入する。

よしや、やまさ書房、神勇酒店で販売しています。東京都発行の処理券は六月まで使えます。

③シールを貼って、処理日の直前に置き場に出す。鍵の施錠は工事終了から行ないます。利用方法については、改めて周知します。

毎週火 普通ごみ(可燃ごみ)  
毎週金 不燃ごみ  
資源ごみ 每週月 古紙・ダンボール、布  
毎週月 每週火 びん・缶

粗大ごみ置き場区分を守って下さい



粗大ごみ置き場  
■2・3・4・9は賃貸住宅用  
□5・6・7・8・10は分譲住宅用

## 自治会に新しい力を

十八期総会は、四月二十三日(予定)

自治会に新しい力を

いでしょうか。

備が始まりました。総会は、四月二十三日(日)を予定しています。

総会に先立ち、役員選考委員会を設置します。各棟から一名ずつの選考委員を選出します。各棟の担当役員から依頼された方はご協力ください。

もつといろいろな人に役員を経験してもらう方法はないでしょうか。

現在の運営の仕方には、今までのやり方のなかから得られた、いい所が

あると思うのですが、意識的に考

てみるのも、時には必要なのではな

いでしょうか。

私も役員を経験してみて、自治会

は随分多岐な活動をしており、生活

が平穏に過ごせているのも、日頃の

活動の成果とも思います。活動が一

部の人でも、他の人にはその成果が

空気のような存在になっているよう

に感じます。それはそれで無理のな

いやり方なのかも知れません。でも、

まだまだ問題はあるし、これから

人の参加があつたほうが良いと思

います。

まちの人と話していると「自治会

は『自治会の人』がやっている」、

います。

# 粗大ごみ置き場は施錠します

1 ごみの分別をすすめましょう。

紙類は資源に、塩化ビニール、プラスチックなど化学製品や金属、革製品は不燃ごみに。

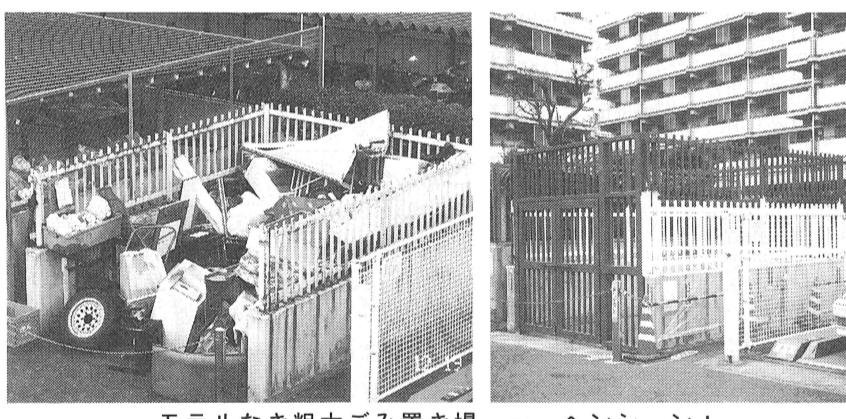
2 古紙は、紐で縛ってだして下さい。

3 資源に出すびん・缶は、ゆすいで中をきれいに。油ものを入れたびん・缶や割れたびんは不燃ごみです。Rマークのびんはリサイクルです。酒屋さんで引き取つてもらえます。

4 アルミ缶は、ゆりの木会の回収箱に入れて下さい。

5 トレー、ペットボトル、牛乳パックは「よしや」の店頭回収。牛乳パック、乾電池は保育園前に回収箱があります。

6 自動車のバッテリー、タイヤ、消火器、プロパンボンベは粗大ごみとしても回収しません。メーカーに引取つてもらつて下さい。



## 外壁補修・塗装、バルコニー防水工事 12・13・14号棟は3月着手

11号棟の早期着手を公団・区に要請します

昨年十一月より始まりました、計画修繕工事(外壁補修および塗装、ドアや手すり塗装、バルコニー防水、階段手すり取付けなど)は、第一期分として一号棟が終了しました。引き続き三月中旬過ぎから十二、十三、十四号棟の工事が行われます。

工事が始まりますと、約二ヶ月にわたり、工事用足場が架けられ、ネットが張られます。外壁洗浄や塗装、バルコニーの防水工事の期間はバルコニーの使用ができないなり、室内換気や洗濯干しに支障が生じますが、建物の保全のためご協力下さい。また、BSやCSなどのアンテナは設置者の自己負担で一時撤去していただくこととなり、視聴ができなくなります。ご承知下さい。

また、十一号棟については板橋区との調整(保育園・児童館部分の工事)に手間取つており、十二年度の後半になるととの見通しです。自治会では、工事着手から二年以上になることについて、公団の不手際を指摘し、早期着手を要請します。

工事の日程や工事業者が決定したら、公団に住民説明を行わせるとともに、各戸への「おしらせ」の配布、掲示板の掲示などいろいろな方法で周知をいたします。配布物、掲示物にご注目下さい。

工事の担当は、都市基盤整備公団・東京支社・住宅保全課(五三二二三)二六四五です。工事に関する苦情処理の窓口についても決定次第お知らせします。配布物、掲示物にご注目下さい。

「自治会といえば『お祭り』と『文化展』」と思つてしたりすることが判ります。

自治会の規約では、「専門部や実行委員会の委員に、会員を委嘱する」とあります。が、現在は、役員がそのまま引受けおり、その他の事でもなんでも役員がしています。自治会活動の層が薄いので、こうならざるを得ないのでしょうか。

経験を持ちリードする人が必要であるとともに、いろいろな人が役員を引き受けやすくするには、幹事な

あるとともに、いろいろな人が役員を引き受けやすくするには、幹事な

ら三年程度で新しい人に引継ぐ努力をする。役員でなくなつても、行事の手伝いだけでなく、特技をいかして自治会活動に参加できることを、

もう少し組織的に考えていいと思

ます。

